

ワクチン接種証明書の発行について

【概要】

予防接種法施行規則附則第 18 条の 2 に基づき、市区町村が住民に対して実施したワクチン接種（住所地外接種も含む。）の記録等について、接種者からの申請に基づき、当該ワクチン接種を実施した市区町村において、海外渡航等の事情により発行を求める者に対して交付する。

【実施時期】 7 月 26 日（月）申請受付、交付開始

【申請方法】 市窓口又は市への郵送

【申請時提出物】

- ①申請書（後日、内閣官房より様式を提示）
- ②旅券又は旅券の写し
- ③接種券番号、マイナンバー、3 情報（氏名、生年月日、性別）のいずれかがわかるもの
（例：接種券、マイナンバーカード、運転免許証等）
- ④接種事実の確認ができるもの（例：接種済証、接種記録証、予診票の写し等）

【発行方法】

- ・申請時提出物をもとに、ワクチン接種記録システム（VRS）から申請者情報を照会し、申請者本人であること、接種済証等により接種事実を確認したうえで交付する。
- ・印刷時は A 4 のコピー防止機能がついた偽造防止用紙を用いる。

【発行手数料】 無料

【その他】

- ・代理人が申請する場合は、委任状の提出等が必要となる。
- ・再交付は、旅券の内容に変更がないことを確認した上で行うことができる。旅券の内容に変更がある場合（有効期限が切れて新しい旅券を提示した等）は再発行ではなく、新規の発行となる。
- ・申請時、VRS 未登録者については、住民基本台帳等により申請者が接種日時時点で市民であることを確認でき、かつ、接種済証等により接種事実を確認できるなど、当該接種事実を証明することが妥当である場合には、接種記録を VRS に登録した上で発行する。